

別紙1

除外対象奨学金等

以下の奨学金等は, 中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金交付要綱第2条(10)イのただし書きにより, 補助金の対象外となる奨学金等です。

- ・ 広島県医師育成奨学金
- ・ 広島県助産師修学資金
- ・ 広島県介護福祉士修学資金等貸付
- ・ 歯科衛生士修学支援金(広島県)
- ・ 広島県未来チャレンジ資金
- ・ 広島市立看護専門学校修学資金
- ・ 府中市医師育成奨学金
- ・ 三次市医師育成奨学金
- ・ 三次市教育会奨学金
- ・ 安芸太田町医療技術者等育成奨学金
- ・ 安芸太田町病院事業医療技術修学資金
- ・ 北広島町医師・看護師育成奨学金
- ・ 北広島町保育士等育成奨学金
- ・ 補助申請者が自ら貸与する奨学金や修学資金等
- ・ 補助申請者が主な出資者となっている, 又は, 補助申請者の代表者や主な出資者と代表者を同じくするなど, 補助申請者と関係性が深いと認められる団体が貸与する奨学金や修学資金等